

事例 ③ 川口市教育委員会

〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号 <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/>

要旨・ポイント

- 学校の教職員のメンタルヘルス対策を労働安全衛生の観点から、川口市教育委員会として重視。20年以上にわたり、メンタルヘルスカウンセラーなどの独自のメンタルヘルス対策の仕組みを運用

団体の特徴的な取り組み

令和3年度の川口市教育委員会の教職員は約2,500人という教育委員会としては大規模に相当する人数になります。

職場のメンタルヘルス対策を、各学校現場の管理職任せにすることなく、教育委員会が中心となって、教職員の労働安全衛生に取り組んでいます。

川口市教育委員会の最大の特徴としては、平成19年から始まった「メンタルヘルスカウンセラー」という、教職員を対象にしたカウンセラーの取り組みが挙げられます。現在は2名配置しており、2名のうち1名は元教員、もう1名は学校に常勤していたスクールカウンセラーという、学校における働き方や勤務の特性などの学校現場の実情に詳しい人材が、メンタルヘルスカウンセラーを担っています。メンタルヘルスカウンセラーは年間400回程度、教職員の希望に応じて、各学校に訪問または電話・メールなどで対応するなど、教職員に対するカウンセリング体制が整っています。

また、学校教職員労働安全衛生管理規程を、全国の教育委員会に先駆けて平成10年に設けており、長年にわたって労働安全衛生管理の分野に力を入れています。

メンタルヘルスカウンセラー

川口市教育委員会のメンタルヘルスカウンセラーの取り組みは、新年度に校長会で案内し、校長経由で各学校の教職員へ周知されています。また、校長からの周知以外にも、各学校や教育委員会などに掲示されているチラシやポスターを見て、面談を申し込む教職員も多くいます。予約は、電話で教育委員会を経由せずにカウンセラーに直接申し込む形となっており、カウンセリングの場所は申し込んだ教職員の希望の場所(学校で行う場合もあれば市役所の空き会議室を使うこともある)で行われます。

教職員からの相談件数は年々増えており、令和3年度にお

いては、前年度比1.5倍となりました。学校現場の教職員からは、「教育委員会や管理職を通じてではなく、直接相談の申し込みができるので気が楽」、「(産業医ではなく)まずはカウンセラーに相談したい」、「早めに相談できたことで休職が回避できた」という声が上がっています。

メンタルヘルスカウンセラーによる面談後の体制としては、メンタルヘルスカウンセラーによる面談を続けていく者もいれば、必要な者には心療内科へつないだり、業務改善に向けた学校管理職へのフィードバックも行っています。面談後、教職員に対して適切な支援ができるよう、メンタルヘルスカウンセラーは地域の精神科医や心療内科医を熟知しています。

外部の専門家医との連携は、復職支援の際にも発揮されており、休職している教職員と医師との間に入って調整を行うなど、必要な支援を行っています。

また、教育委員会へはメンタルヘルスカウンセラーから月に一度、教職員との面談状況について報告が行われています。教育委員会もメンタルヘルスカウンセラーからの報告を踏まえて、各学校の管理職への働きかけなど、必要な措置を行っています。

新規採用教員へのメンター制度やラインによるケア

その他の川口市教育委員会の特徴的な施策としては、新規採用教員を対象とした「メンター制度」が挙げられます。管理職などが、新規採用教員と年齢が近い教職経験3～5年目の教員をメンターに任命・ペアリングを行い、定期的にメンターの状況把握をしたり、教育委員会がメンターを集めて指導助言を実施したりしています。

また、保護者対応や電話対応の際に、原則として新規採用教員に一人では対応させず、管理職や学年主任が同席してサポートするラインによるケア体制が構築されています。

研修制度

各学校の衛生管理者や衛生推進者を対象に、定期的に教職員の労働安全衛生推進の取り組みやメンタルヘルスカケアについて、研修会を開催しています。講師は労働基準協会に派遣を依頼することもあります。

また、上述のメンター制度においては、メンター・メンティー向けにそれぞれ研修を行っています。更に、学校の管理職向けの労働安全衛生管理についての研修会も実施してい

ます。

なお、各学校においても、メンタルヘルスカウンセラーによるメンタルヘルスクアの研修が行われています。

これらにより、川口市教育委員会においては、学校現場の教職員全体に、労働安全衛生に対する意識づけが図られています。さまざまな施策の結果は、川口市の精神疾患による休職者の比率は、教職員全体の0.3～0.4%で推移しており、全国平均(1.03%)以下の数値であるという結果にも現れています。



取り組みの評価・今後の展望

川口市教育委員会はほかの多くの教育委員会と比べると高いレベルで労働安全衛生の取り組みを行っています。現状、改善点はいくつかあるものの、精神疾患による教職員の休職率が全国平均に比べれば低いことが取り組みの効果を証明していると言えます。

また、産業医などの医師に相談をすることの心理的ハードルが高いという声も教職員の中にはあることから、産業医などは別に、川口市教育委員会のメンタルヘルスカウンセラーのような相談員を配置することで、教職員が働き方や職場の人間関係、健康についての悩みなどを気軽に相談できる関係性やコミュニティづくりの構築が期待できます。なお、相談員は、心理の専門家としての知見が重要であるとともに、教職員の悩みや課題を聞き取り、業務改善につなげるという労働安全衛生の観点から、学校の実態にも精通している人材が望ましいと言えます。

(刀禰真之介)

労働安全衛生の法令遵守への対応状況

法令遵守の観点では常時50人以上の事業場において、以下の実施が産業保健機能として、求められています。

- ・年1回の健康診断と就業判定
- ・年1回のストレスチェックの実施と高ストレス者の面談
希望者と産業医などの医師との面談
- ・毎月の安全衛生委員会の実施(衛生管理者と産業医が参加すること)
- ・少なくとも、2カ月に1回の産業医による職場巡視
- ・過重労働(月間80時間超の残業時間が2～3カ月連続で続く状態、もしくは月間100時間超の残業を対象に産業医などの医師との面談が必須)

川口市教育委員会においては、労働安全衛生法令で求められる事項が、必ずしもすべて遵守できている状況ではないものの、法令上義務づけられていない教職員数50人未満の学校も含めたすべての学校で産業医が任命されており、安全衛生委員会の設置率やストレスチェックの実施率も100%となっています。

